

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の趣旨

本市においては、2008（平成20）年3月に、2008（平成20）年度から2017（平成29）年度の10年間を計画期間とした「霧島市男女共同参画計画」を策定し、2010（平成22）年3月には、県内の市町村では初めてとなる「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」を策定しました。

さらに、男女共同参画に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画に関する取組を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「霧島市男女共同参画推進条例」を2012（平成24）年4月1日に施行、2013（平成25）年3月に「霧島市男女共同参画計画」の中間見直しによる「霧島市男女共同参画計画（後期計画）」を策定する等、男女共同参画の推進に向けた様々な取組を積極的に展開してきました。

これまでの取組により、男女共同参画に関する推進体制は整備されつつありますが、政策・方針決定過程における女性の参画は十分とはいえず、依然として、「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識\*は残っています。このほか、配偶者等からの暴力の問題など様々な課題が存在しており、男女共同参画の取組を一層加速させていく必要があります。

また、国においては、少子高齢化の進行による人口減少社会の到来の中、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくため、女性の力を最大限に発揮できるよう、2015（平成27）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定するなど、男女共同参画を取り巻く状況は大きく変化しており、これらに対応した取組も求められます。

このような状況等を踏まえ、2018（平成30）年度～2022年度に向けて効果的に施策を展開するために、ここに「第2次霧島市男女共同参画計画」を策定するものです。

---

\*性別による固定的な役割分担意識

「男性、女性という性別で役割が定まっている」という考え方や意識。具体例としては、「男性は働き、女性は家事や育児に専念するべき。」、「男性は仕事に責任を持ち、妻子を養うべき。」、「女性には残業などの負担をかけさせられない。」が挙げられる。

## 2 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項\*及び霧島市男女共同参画推進条例第11条第1項\*の規定に基づく、男女共同参画の推進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画の「重点課題3 男女がともに能力を発揮し希望する働き方ができる環境づくり」は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項\*に基づく「市町村推進計画」に相当する「霧島市女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」です。
- (3) この計画の「重点課題4 男女の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶」のうち、「施策の方向（2）配偶者等からの暴力防止及び被害者支援の推進」は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項\*に基づく「市町村基本計画」に相当する「霧島市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する計画」です。
- (4) この計画は、「第二次霧島市総合計画」に掲げる6つの政策のうち、「きょうどう・市民とつくる協働と連携のまちづくり」で示された人権・男女共同参画分野の施策体系に基づき、本市の関連計画との整合を図りながら、男女共同参画の推進を目指すための個別具体的の計画です。
- (5) この計画は、霧島市男女共同参画審議会の答申、「2016（平成28）年度霧島市男女共同参画に関する市民意識調査」及びパブリックコメントにおける意見等の結果を踏まえて策定します。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、2018（平成30）年度～2022年度の5年間とします。

---

### \*男女共同参画社会基本法 第14条第3項

市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### \*霧島市男女共同参画推進条例 第11条第1項

市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

### \*配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 第2条の3第3項

市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

### \*女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 第6条第2項

市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。